

平成 28 年 10 月 25 日

欧州委員会と欧州中央銀行による第6回スペイン実地調査後の声明

<http://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2016/html/pr161024.en.html>

欧州委員会は、欧州中央銀行(以下 ECB)と共同し、2016 年 10 月 17 日から 19 日にかけて第 6 回目の緊急融資プログラム後の実地調査を実施した。欧州安定メカニズム(ESM)は、早期警告制度に係る観点で、会合に参加した。立法権を有する政府が不在の中で、任務は、範囲が制限され、主に、金融セクターの問題に特化した。また、それは、マクロ経済不均衡手続き(MIP)の枠組みにおける委員会のモニタリングの一部として行われた。

金融セクターは、低い調達コスト、そのセクターの継続的なリストラ及び経済の回復の強さを受け、高い安定性を示してきた。銀行システムは、流動性への十分なアクセスを有し、所要規制資本に容易に応じることができている。支払い能力の水準は、欧州銀行監督当局(EBA)の 2016 年ストレステストの結果を反映するように、ストレスシナリオに十分耐性がある。銀行の資産の質は、さらに強化され、2016 年の年央までに、不良債権比率は、合計で 10%以下の水準に落ちた。銀行セクターに関する主たる課題は、他のユーロ圏の国におけるように、低い金利による要因といまだに控えめな規模の成長性に対し、相変わらず、中期的な期間を通じた持続的な収益性にある。与信残高は、いまだに、低下しており、家計と企業によるレバレッジの解消過程の継続を反映しているにもかかわらず、新たな家計及び中小企業向け銀行貸し出しは、成長し続け、経済活動をサポートしている。

国の救済を受けたスペインの銀行にリストラ計画の履行は、ほぼ完了している。しかしながら、2014 年以來、国に所有されている2つの銀行の再民営化の推進は進んでいない。これらの国所有の銀行のリストラと再民営化を完了することはスペインの銀行セクターの安定性の強化に重要なことである。SAREB¹のポートフォリオの売却は進みつつある。SAREB は、まだ、新たに会計指針に応じた資産の評価を完了させなければならない。これは、その資産の一部における潜在的な損失の報告と現実化へという変化を必然的に伴う可能性がある。

スペイン経済の継続的な拡大は、民間の消費、ダイナミックな投資及び輸出により、2016 年の前半期において継続した。経済成長のペースは、もう一度、期待を超えて、ユーロ圏の平均を優に上回り続けている。しかしながら、民間セクターのレバレッジ解消が、早いペースで進行しているにもかかわらず、民間および公共の債務に関する高い水準は、相当規模の外部負債により反映されており、低い生産成長性は、競争的な収益をコストのアドバンテージにより作り出している。失業率の低下は、近年実施されたリフォームのおかげもあり、この 2 年

¹訳者注: 銀行から不良債権を購入したバッドバンク

間を通じて著しいものであった。しかし、失業率は2016年8月の労働力の19.5%で、EUにおける最も高いものの一つであり続けており、特に若年層に影響を与えている。

全体的に、スペインの経済の強固な成長は、経済のリバランシングと金融セクターの安定性をサポートし続けている。しかしながら、長期間を通じた確実な、均衡した永続的かつ包括的な成長の過程は課題として残っている。継続した努力は中期を通じた銀行セクターの回復力をより強化するために必要とされる。構造的なリフォームの工程表は、完全な立法権を有する政府が、かつての様に、更なる経済の調整、失業率の削減、スペインの生産性及び潜在的な成長を上げるために、適切に存在する必要がある。

委員会は、8月に、スペインは過剰な財政赤字を修正することに関する勧告へ適切な対応をとっていなかったと決定し、2018年の財政赤字を修正するためスペインに関する新たな財政調整指針を設定した。委員会は、現在、スペインの財政計画案と新たな調整指針との一貫性のある取られる行動の報告を検討しつつある。

次回の調査は2017年春に行われよう。

以上

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込みまたはその引受もしくは買付の申込みの勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社およびまたはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

本書は、2016年10月24日付けで欧州中央銀行が発出した Press Release『Statement by the staff of the European Commission and the European Central Bank following the sixth post-programme surveillance visit to Spain』をお客様の参考に資するため提供する和訳文です。原文(英語)と和訳文に齟齬がある場合は原文(英語)が優先し、三田証券は和訳文の正確性について責任を負うものではありません。

商号等 三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和24年7月
連絡先 03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。